

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1103030	日光那須塩原間国有林上空交通路の構築のための国有林の貸付け	観光施設の老朽化、地域金融事情等により衰退の一途をたどる鬼怒川地域において、日光国立公園の区域を含む日光～鬼怒川～那須塩原間を結ぶ空中交通路を構築するための、国有林の貸付け。	栃木県北の日光、鬼怒川、川治エリアまたは那須、塩原エリアに向かう観光客は現在、電車、バス等の公共交通機関を利用した片道観光の往復客であり、ピーク時ではそれぞれ年間数万人の観光客が訪れていたが、近年急激な減少の一途を辿っている。これは行楽の魅力が乏しい為であるが、第一の原因に観光スポットに対して自由度の高い交通手段が皆無であること、第二に観光に対する新鮮なアイデアに乏しいことが問題となっている。 こうしたことから、日光市竜王地区(東武鬼怒川線新藤原駅最寄)から高原山南側を經由し那須塩原市関谷地区(会津東街道沿い)間の日光国立公園の区域を含む全長約18.2kmに観光交通手段として複線ロープウエーを構築する。これにより日光、鬼怒川、川治エリアと那須、塩原エリアをほぼ直線で結ぶことが出来、観光の自由度をあげることが可能である。また途中で中間駅(土上平放牧場、八方ヶ原等)を設けることで栃木県北地域の特色である自然(レンゲツツジ等)と酪農に触れ合うことができる。上空からの春夏秋冬の移り変わる自然を展望することで栃木県北の観光を魅力あるものにする切り札となり得る。しかしながら、日光～那須塩原間は大部分が国有林域になるため、地域活性の為に国有林の貸与を求めるものである。		個人	9 栃木県	農林水産省 環境省
1124060	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。		兵庫県	28 兵庫県	環境省
1082180	自然公園の特別区域の指定等に係る関係地方行政機関への協議の廃止	都道府県立自然公園の特別区域等の指定又は拡張をする場合の、国の関係地方行政機関の長への協議の義務付けを廃止すること	【実施内容】 国の関係地方行政機関との調整は、必要に応じて都道府県の判断で主体的に行うことができる。 【提案理由】 都道府県立自然公園における特別地域の指定については、国立公園と同等の厳重な規制を行うことができるので、県立自然公園に係る特別地域の指定に当たって、関係行政機関及び諸産業との協議・調整等を図る必要があることは公園の円滑な運営を期すためにも重要なことであると認識している。 しかしながら、関係機関との協議・調整は、法律に規定するまでもなく、各地方公共団体が主体的に判断し行うものである。 実際に、県立自然公園における特別地域の指定にあたっては、自然公園法第66条第1項の「国の関係地方行政機関の長」との協議だけでなく、県の主体的な判断により、国の関係省庁や関係行政機関等との協議を行っているところである。 県が条例で定める県立自然公園に関して、県が主体的に判断し、関係行政機関及び諸産業と協議・調整等を図ることは当然であり、県よりも地域実態を十分に把握しているとは言い難い国の関係地方行政機関への協議を法律で義務付ける必要性はないと考える。		広島県	34 広島県	環境省

<p>1036010</p>	<p>木質バイオマスのガス化・ガスエンジン発電における排ガス中のヒ素の排出基準</p>	<p>建築廃材の有効利用策として普及しつつある、ガス化・ガスエンジン発電熱供給設備の導入を検討しているが、CCA処理木材を原料とする場合、排ガスに含まれるヒ素について、現状では排出基準がない。設備導入に先立ち、大阪市環境局経由で環境省に問い合わせたところ、判断は自治体にまかせるとの見解が示された。他方、大阪市は判断するための材料がないとの見解を示している。そこで、当面の指針として、労働安全衛生法による作業管理濃度0.003mg/m³を利用することを認めてほしい。それが認められない場合は、環境省が基準を示してほしい。</p>	<p>1. 昭和38年にJIS規格に制定されたCCA処理材は、主に住宅用土台として使用され、平成6年にピークの359千M³の処理材が生産された。住宅解体に伴う、CCA処理廃材排出量は、2008年にピークを迎える。なお、CCA処理材は、平成9年から急激に減少し、ここ数年は年間4千M³で推移している。(現在も使用禁止にはなっていない) 2. 国土交通省「建設副産物適正処理推進要綱」により、CCA処理木材は分別管理運搬が求められ、最寄りの保健所などに報告した後、適切な中間処理施設で焼却し、燃えがらは、管理型処分場で埋め立て処分することとされている。 3. しかし、現実には、公式にCCA処理木材を受け入れる処理施設はほとんどなく、近郊自治体においても、全くない。このように、不正な処理を野放しするのではなく、適正に管理するほうが、国民の利益につながる。 4. この為、平成12年~14年に林野庁、平成18年度に経済産業省の補助事業で、学識経験者等の指導を受けて、CCA処理廃材の処理について実験、分析、検討を進めてきた。その結果CCA処理廃材を熱分解ガス化発電した場合、大気中へのヒ素は、管理濃度0.003mg/m³以下に管理でき、問題ないと結論がだされた。(参考資料1) 5. 大気中へ排出されるヒ素の基準指針が示されることで、CCA処理廃材を利用した、ガス化発電を円滑に導入することができ、その結果CCA処理廃材の適正な処理と受け入れ施設の運営が可能となる。 6. なお、鹿島特区において特区評価委員会の指導に基づくCCA処理木材(関連組合から原料を提供)の燃焼試験が行われたが、それよりも詳細な実験を実施した。</p>		<p>越井木材工業株式会社</p>	<p>27 大阪府</p>	<p>環境省</p>
<p>1181010</p>	<p>オオクチバスの飼料、保管、運搬、引受、購入などの禁止の緩和</p>	<p>池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければ成り立ちません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること。又、オオクチバスの譲渡(引受購入等)等も必要になる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。</p>	<p>当過疎地域(下北山村・上北山村)に年間1.5~1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地元及び経済波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。</p>		<p>下北山村漁業協同組合 上北山村漁業協同組合</p>	<p>29 奈良県</p>	<p>農林水産省 環境省</p>
<p>1137010</p>	<p>中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置「搬出汚染土管理票及び汚染土保管」</p>	<p>一時的に積み替えのために保管場所を、中間処理施設として位置づけ、当該中間処理施設での保管期間を搬出汚染土管理票の90日には加えず、猶予期間としていただきたい。また、一時的に積み替えのために保管場所を、中間処理施設として位置づけ、当該中間処理施設での汚染土壌の保管を、5,000tまで可能としていただきたい。</p>	<p>町工場の土地が土壌汚染の土地であると判明し、土壌汚染の改善・改良が行われない状態が続きますと、風説が流れ、その影響により、周辺の地価が下落し、土地の持ち主が、財産相続等の問題を解決させるため、税金の未納に伴って、土地の物納の希望をします。その段階で、その土地が汚染されていることが判明した場合、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の改善・改良が求められ、物納も不可となり、財産を処分することもできなくなり、老後の生活設計や子供たちの生活設計にも支障をきたすという問題があります。「土壌汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について 中間とりまとめ」にも、対策として法的には「汚染の除去」や「汚染の管理」となっていますが土地の売買においては「汚染の除去」という実態が取り上げられています。しかし、首都圏の中小企業者の工場用地等は狭小な密集地域に存在することが大部分であり 敷地内に土壌の保管場所が確保できない 道路幅員が狭く大型車を導入することが困難 発生土は少量 搬出汚染土管理票を搬出後90日以内都道府県知事等に提出等という問題があり、運搬等の問題が費用を更に割高にしています。そこで、比較的近い場所での一時的に積み替えのために保管を行うこととなります。しかし、搬出汚染土管理票を、搬出後90日以内に提出しなければなりません。その為汚染除去に係る処理内容、例えば無駄の無い輸送計画等に対する対策等が採りづらくなっています。地球温暖化防止CO₂削減の意味からも検討すべき問題です。このような現状打破を行うため解決策となります。</p>	<p>土のクリーニング工場特区</p>	<p>株式会社 ブツカン</p>	<p>11 埼玉県</p>	<p>環境省</p>

1137020	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置「指定区域から搬出する汚染土壌の取り扱いについて」	当該中間処理施設にて行われる浄化に対して、汚染土壌の処分を行う前の前処理としてではなく、「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」に定める処分者同等施設での処理としての取り扱いを求めるものです。また、当該中間処理施設に於ける搬入汚染土壌に限り、最終処分施設への搬入は保管場所（施設）よりの発生土壌として汚染土壌管理票に記載できることを求めるものです。	「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」において搬出する汚染土壌の処分方法を定める件及び搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件が定められています。その中で、処分者は 最終処分場業者・埋立施行者 汚染土壌浄化施設業者 セメント工場等業者となっておりますが、当該中間処理施設にて行われる浄化に対して、汚染土壌の処分を行う前の前処理としてではなく、「土壌汚染対策法」に基づく「土壌汚染対策法施行規則」に定める処分者同等施設での処理としての取り扱いを求めるものです。よって、「汚染土壌の処分を行う前に中間処理を行う場合の取り扱いについては、確認方法告示に明確に規定されていないが、これを妨げるものではないこと。なお、中間処理施設において中間処理を行う場合にあっては、当該中間処理を行う施設までの運搬及び当該中間処理施設に於ける処分内容について、ともに汚染土管理票に記載する必要があること。」との取り扱いを求めます。なお、浄化に対しての技術は、昭和50年代から固化剤利用された技術で各種有害物質を無害化する特性も併せ持っているものを用い、ブレンドという簡便な手法で汚染土壌の無害化を進めるという確立された技術です。現状での土壌汚染法に基づく対応の中では、最終処分を行うことが完了であるため、最終処分場業者・埋立施行者 汚染土壌浄化施設業者 セメント工場等業者等への搬入により、汚染土壌の処分が完了したとされていますが、汚染土壌管理票の取り扱いにも苦慮することがあります。そこで、当該中間処理施設に於ける搬入汚染土壌に限り、中間処理を進めていきますが、今後、最終処分施設への搬入は保管場所（施設）よりの発生土壌として汚染土壌管理票に記載できることを求めるものです。	土のクリーニング工場特区	株式会社 ブツカン	11 埼玉県	環境省
1103020	高温処理安定型焼成灰ブロックを利用した大谷石採掘廃坑の埋立てによる地域完全性の向上	現行法で産業廃棄物とされる焼成灰を高温処理した溶融固化物と大谷石の成分とされるゼオライト粉末とを混合しブロック形成することにより無害安定化させる。この焼成灰ブロックを大谷石の採掘により空洞化した地下廃坑に埋め立てし、大谷地域の再生と安全を図る。	産業廃棄物業者等より焼成灰を原料として供給を受け、加工プラントにおいて高温加熱により溶融固化物化し、さらに大谷石粉末との混合によって安定化させた後、焼成灰ブロックとして資材加工する。焼成灰ブロックは大谷石採掘業者に提供し廃坑の埋戻し材として、または表面加工した後に道路資材等として活用する。 提案理由：大谷石は明治初期から本格採掘され、大谷地区地下全域において採掘坑道が存在するが、1989年に発生した宇都宮市大谷町坂本地区の陥没事故（直径100m、深さ30m）により、大谷石採掘産業は衰退し、現在も地域住民の安全が脅かされている状況が続いている。この埋戻し材として、焼成灰を高温処理した溶融固化物を用いる検討がなされているが、安全性の面（重金属の溶出）から、現在大谷石採取場跡地などの地中空間に、これらを埋立処分することは、法令により禁止されている。一方で大谷石の成分は天然ゼオライトであり、これらは重金属を吸着し安定化する特性がある。大谷石粉末を添加した焼却灰溶融固化物は、耐水性、耐酸性、耐アルカリ性などの環境下においても重金属が溶出せず、安全性を向上できることが産学官の検証において確認されている。		個人	9 栃木県	環境省

1068010	木質バイオマスエネルギー利用施設から排出される産業廃棄物を一般廃棄物処理場にて処理するための特例措置	現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処分業の許可を得て業務を行っている事業所において、産業廃棄物である以上、どのような成分のものでも処理できないこととなっています。しかしながら、本町の木質バイオマスエネルギー利用施設「森の発電所」から排出される焼却灰については産業廃棄物ではあるものの、その成分(別添成分分析表参照)については一般廃棄物処理施設において処理できるものであると考え、本法律の規制緩和措置を求めるものである。	<p>当施設では木屑を燃焼して蒸気と電力を発生させ、施設内で利用するとともに、電力会社に売電もしています。従来廃棄物にしかならなかった木屑を有毒ガスを出さずに燃やし、エネルギーを生み出す施設として全国から注目されています。</p> <p>提案理由： 当施設から排出される焼却灰については産業廃棄物であるため、県内の一般廃棄物処理施設では処理できず、県外の産業廃棄物処理施設で処理してもらうため高額な費用を支払っており「森の発電所」の経営を圧迫しかねない問題となっている。当施設の焼却灰については木質バイオマスエネルギーのみを燃焼させたものであるため、別添の成分分析表を見てもわかるように一般廃棄物と同等に処理しても問題ないものと考え、本施設から排出される焼却灰については産業廃棄物からの除外を求める。仮に、電力発生のための工程上、焼却灰を産業廃棄物から除外できないというのであれば、産業廃棄物管理票に係る手続等、産業廃棄物の処理に係る所要の手続が行われることを前提に、一般廃棄物処理施設において当該焼却灰を処理できるよう、あわせて要望する。</p>		白川町、東濃ひのき製品流通協同組合	21 岐阜県	環境省
1191010	再生利用認定制度対象廃棄物に陶磁製食器を加える。	陶磁製食器を対象廃棄物に追加することにより、NPOや市民団体が許可なしで対象物の回収および運搬が可能になる。その結果、今までほとんど行われなかった陶磁器のリサイクルシステムを回転させ、廃棄物の減量および原料としての有効利用をはかることができるようになる。	陶磁製食器については、生産段階で重金属等に関する厳しい基準があり、その安全性についてはまったく問題ない。また、長期保管においても腐敗・崩壊・発火することはない。陶磁器のリサイクルについては、技術が確立(Re-食器の製品化)され、かつ首都圏を中心に認知度が高まってきている。さらに、回収されたものについては、現有能力から、全量粉碎・資源化が可能であると推測される。このような現状である中、廃掃法による規制を外すことにより、NPOや市民団体が当該物を扱うことが可能となり、ボランティア的な活動により、自治体の経費節減、さらにはコミュニティビジネスへの発展も期待できるものである。		グリーンライフ21プロジェクト	21 岐阜県	環境省
1104010	同一敷地内での廃棄物の共同処理に伴う効率化	産業廃棄物の処分について、一定の要件を満たしている場合には、敷地内のグループ企業分の廃棄物をまとめて、自社処分と同等の扱いで処分することができるものとする。	<p>同一敷地内で発生する産業廃棄物については、敷地内の親会社又は関係会社に処理余力があっても、廃棄物処理業者の許可を有していない場合には、自社処分に該当しないためまとめて処理することができず、非効率である。日本経済の集中と選択により企業の分社化が進展していることに伴い、事業者と敷地内にある分社について、一定の条件を満たした場合、同一の事業者として、それぞれの産業廃棄物を、自社処分として処理することを可能とする。</p> <p>【提案理由】 敷地内での処理が可能となれば、産業廃棄物を構外に出さなくて済み、適宜、処理状況が確認できるため、適正処理が推進できる。 構外を移送することがないので、一般市街地での交通事故による拡散などのリスクが無くなるとともに、ローリー等の移送によるCO2発生を削減できる。 廃棄物処理施設の余力を活用することで、当該設備の能率の良い運転が可能となり、CO2削減に寄与できる。</p> <p>【代替措置】 自社処分として処理するために、一定の条件を付す。 当該事業者(親会社)がその産業廃棄物の処理について、自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。 当該事業者(親会社)が分社(関係会社)に対し、指揮監督権を有していること。 当該事業者(親会社)と分社(関係会社)との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。 上記と についての事項が、当該事業者(親会社)と分社(関係会社)との間で、書面にて締結することにより明確になっていること。</p>		京葉臨海コンビナート特区推進委員会	12 千葉県	環境省

1031010	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の緩和	堆肥のみに限定されている汚泥の再生方法について、生活環境の保全上及び公衆衛生上支障を生じさせない方法で、燃料の原料として再生利用をしたい。	<p>し尿処理施設に係る汚泥を燃料化施設(造粒乾燥方式)の原料として再生利用し循環型社会の形成推進と環境負荷の低減等を目指すもの。【提案理由】し尿処理施設に係る汚泥の再生は、発酵し、化学処理し又は乾燥処理することにより、堆肥とする方法によることとされているが、当地域は水田稲作地帯であることや、畜産堆肥の生産が多いため汚泥の堆肥による再生利用はこれまで一度もなく乾燥焼却している。現在、近隣で下水汚泥とし尿汚泥を混合して固形燃料を製造する施設を稼働させ、製紙工場の補助燃料とする事業計画を民間企業が進めているのでし尿汚泥を燃料の原料の一部として燃料化施設に供給して再生利用を図りたい。尚、この燃料化施設は事業主体の設置企業、製紙会社、自治体が熱利用の共同提案者として、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業として採択を受けた事業である。施設の設置に当たっては、産業廃棄物処理施設の許可を県に申請しており、又、一般廃棄物処理施設についても設置許可の申請をする予定にしている。施設はテスト後本格稼働する予定なので、事業者は周辺地域及び自治体と環境保全協定を締結して住民の理解を得ている。</p> <p>現在の規制下では、下水汚泥の燃料化は可能であるが、し尿汚泥の燃料利用ができない状況にある。しかし、し尿汚泥を燃料の原料の一部として、燃料化施設に供給しても生産設備は生活環境保全上の支障を生ずるおそれはなく、し尿汚泥処理費用の削減とバイオマス燃料としての再生利用が推進される。</p>	最上広域市町村圏事務組合	6 山形県	環境省
1071010	生木、剪定枝を利用して農業の土作りに役立てたい。	剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等は、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に分類され、これらを扱うには焼却、廃棄物収集運搬、処理業の許可を受ける必要があるが、農区や調整区域ではこの許可が認定されない。専ら農業の土作りに利用する為の剪定枝、伐採木、流木、枯葉類等については、廃棄物法から除外されたい。	<p>近隣地域内で発生する剪定枝、伐採木、流木、雑草、落葉類等を有料で引き取り、土を作って近隣地域内の農業に利用することにより、地域循環型農業の実現を目指す。現在もごく小規模な量を集めて土作りを行っており、出来上がった土は地域内でも喜ばれているが、無料で引き取り加工しては農業経営が成り立たないため、継続及び拡大は不可能である。よって廃棄物法から除外された特区として営業出来れば、より多くの資材が集まり安定した経営の元で有機農業を推進出来る。具体的には公園、道路、鉄道、電気など公共性が高く敷地が広い場所、及び民家で発生する剪定枝等を有料で引き取る。引き取った枝は破砕機でチップ化し、自然に発酵させて土を作る。伐採・剪定業者から直接受け取るので一般ゴミや建築廃材などは混入しない為公害発生の危険もなく、農地に囲まれた場所で作業するので近隣住民への影響も無い。</p> <p>不適正な処理の防止策として、受け入れ量を自社で確実に処理出来る1ヶ月60tまでとし、受け入れ時に日時、重量、荷姿を記録する。それらを定期的に自治体に報告、職員の視察も随時受け入れる。</p>	北姫農園有限会社	28 兵庫県	環境省

<p>1146010</p>	<p>環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮</p>	<p>工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という。)の実施が必要である。 そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー(以下「省エネ」という。)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。</p>	<p>【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンバインドサイクル発電設備へリプレースするものである。 これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。 【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。 従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～10年程度の期間を要する。 この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。 今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。 これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。 尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。</p>	<p>住友金属工業株式会社</p>	<p>8 茨城県</p>	<p>経済産業省 環境省</p>
<p>1148050</p>	<p>カラスの卵等の駆除を事後報告に</p>	<p>カラスの雛、卵を駆除する場合は、事前の許可を必要とせず、事後の報告とする。</p>	<p>カラスによってゴミ集積所が荒らされている箇所が多い地域では、巣も多く作られているといわれている。草加市内もカラスが多く、様々な対策を講じているが、ゴミ集積所を散らかす、鳴き声がうるさい、人が威嚇されるなどの問題が続いている。 カラス被害を減らすためには、カラス自体を減らす必要があり、巣の撤去や、卵の駆除が有効な手段となっている。このため、私有地内の巣については、土地所有者に自主的な駆除等を願っているが、巣の撤去にあたり、巣の中に卵及び雛がいる時は、事前の許可が義務づけられていることから、発見しても土地所有者等が即時に撤去することができず支障が生じている。カラスを効果的に減らすためには、作った直後の巣を撤去するより、卵を産んだ後に撤去するほうが効果的ともいわれており、即時に撤去することを認めたい。 そこで、カラスの雛、卵に限っては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の捕獲の許可の特例として、事前の許可を必要とせず、市民が率先して駆除できるものとする。ただし、駆除の実態を把握するため、実施した場合には報告書の提出を求めるとする。</p>	<p>草加市</p>	<p>11 埼玉県</p>	<p>環境省</p>
<p>1005010</p>	<p>アクティブレンジャー制度と機能別消防団員制度による若年者地域定住化政策</p>	<p>公的資格制度を取得して3年以上の自然ガイド(山岳・インタブリタ・カヌー等を含む)の実務経験のある者は、優先的にアクティブレンジャーとして登録され、5年更新で特別国家公務員となることができる。 但し、当該地域への定住を条件とする。 これに合わせて、地域の機能別消防団員として登録され、災害時の出動および地域教育活動に参画しなければならない。 また、上級の「自然保護官」への受験資格をもつ者であり、一般試験者よりも優遇される。 「公的資格制度-MFA, CONE, 山岳ガイド協会、カヌー協会、北海道アウトドア協会等が実施する自然ガイドに関わる制度」</p>	<p>1. 実施内容 自然保護官の3年毎の適性試験の実施(責任と義務の明確化) アクティブレンジャー採用試験における実務経験付加 人件費等捻出のための企業支援活動(営業活動推進) 自然公園の保護と利用に関わる条例の設定(利用料の徴収) 管理部門の統廃合(有給責任役員の削減) 民間団体との提携(NPO等)と公務作業の削減 2. 提案理由 公費による自然保護官およびアクティブレンジャーの雇用拡大は、無理である。保護法における「保護」に重点を置き、「利用」の仕方を軽視してきた結果であり、今後は実務経験(民間経験)のある者が、保護官および補佐となるように改善する。 利用に関しては欧米の実例を参考に、広告宣伝・ツーリズム営業で人件費を捻出すべき。また、地元根付く保護官補佐が必要で、国民保護法の基本に則り、機能別消防団員として公私ともに機能させることが必要である。</p>	<p>若年者地域定住政策 個人</p>	<p>1 北海道</p>	<p>総務省 環境省</p>

1065010	Co2排出権取引について	森林によるCo2吸収量をCo2排出量に換算し、その権利を森林管理者に認めるシステムと、その販売に関するシステムの構築。	<p>Co2の吸収量・排出量の認証を行う公的機関の確立と、Co2を排出する事業者とCo2を吸収する山林所有者・地域との橋渡しをする取引機関の確立が必要である。</p> <p>この排出権取引機関は外資・大手企業等営利を目的とするものではなく、非営利な団体が行うべきである。</p> <p>詳細は別紙に記載</p>		個人	34 広島県	環境省
1192010	沖縄県内出土不発弾の浄財化	沖縄県内より出土する不発弾の陸上に於ける最終処分については、NPOに限定して委託すること	<p>(提案理由) 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する捉え方も沖縄戦に対するものと同様年数の経過だけでは納得できないなものが有ります。20万人を超す大量殺戮の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で金儲けしようなどというのは言語道断です。不発弾の陸上処分は営利事業でなく沖縄戦の当事者である県民に陸上処分の対価を難病児救命の医療支援に使う非営利事業としてさせるべきです。私達県民は不発弾に沖縄戦で奪った命の責任を取らせたいのです。</p> <p>(事業の内容) 事業の推進組織である「県民の手による不発弾の最終処分を考える会」は県民、関連団体との協力のもとに陸上処分事業受託の為の要請を国、県に対して行い、委託認可後は《不発弾処理作業NPO》と《難病児支援基金運用NPO》の立ち上げを図り、成立後は両NPOの支援母体となる。処理作業場の設置場所については米軍基地内にある不発弾保管庫の近隣地を国を介して米軍側に要望したい。尚、当該保管庫は沖縄県の管理、運用施設である。不発弾の陸上処分を県民NPOが実施するに当たりだれもが懸念するのは、処理技術の確実性と安全性の確かさである。そのことについては米軍側に不発弾処理に関する技術を提供するという形で参加してもらいたいと思います。62年前、日本軍、米軍、県民、この三者はこの沖縄の地で殺し合いを演じていました。それを、今度は日本が費用を、米軍が技術と場所を、県民が作業を担うという形で難病児救命の協働作業をしようというのです。</p>	難病児救命沖縄不発弾特区	県民の手による不発弾の最終処分を考える会	47 沖縄県	環境省 防衛省